

越谷市公契約条例施行規則

平成28年12月28日

規則第105号

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市公契約条例（平成28年条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会的価値)

第2条 条例第2条第5号に規定するその他規則で定める社会的価値は、公契約に係る施策の実施にあたり、配慮されるべき環境保全、障害者雇用及び安全・安心な市民生活の確保とする。

(労働報酬下限額の適用を受けない労働者等)

第3条 条例第6条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条の規定の適用を受ける者
- (2) 工事の請負の契約に係る業務に従事する現場代理人、監理技術者及び主任技術者
- (3) 対象契約に係る業務に従事する時間が1月当たり30分未満の者

(労働の対価)

第4条 条例第6条第1項に規定する規則で定める賃金又は請負代金は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 条例第6条第1項第1号に規定する労働者等のうち、条例第2条第4号アに該当する者 対象請負契約に係る業務に従事したものとして支払われる賃金のうち、設計労務単価を構成する基本給相当額、基準内手当、臨時の給与又は実物給与のいずれかに該当するもの
- (2) 条例第6条第1項第1号に規定する労働者等のうち、条例第2条第4号イに該当する者 対象請負契約に係る業務に従事するために締結した請負の契約における請負代金（消費税及び地方消費税に相当する

額を除く。)

- (3) 条例第6条第1項第2号に規定する労働者等 対象委託契約に係る業務に従事したものとして支払われる賃金のうち、最低賃金法第4条第3項各号に掲げる賃金を除いたもの
(対象契約の範囲)

第5条 条例第6条第1項第1号に規定する規則で定める工事の請負の契約は、予定価格が50,000,000円以上の契約とする。

2 条例第6条第1項第2号に規定する規則で定める業務の委託に関する契約及び指定管理協定は、次に掲げる契約及び指定管理協定とする。

- (1) 予定価格が10,000,000円以上の業務の委託に関する契約のうち、次に掲げる業務の委託に関する契約

- ア 建物清掃業務
- イ 施設運転管理業務
- ウ 食堂業務
- エ 放置自転車保管場所管理業務
- オ 相談支援業務
- カ 医療事務
- キ 設備保守管理業務
- ク 公園、街路樹等の維持管理業務
- ケ 越谷市立病院院内保育室運営業務
- コ 越谷市立病院病棟保育業務
- サ 越谷市立病院警備業務
- シ 越谷市立病院電話交換業務

- (2) 委託料の上限額が10,000,000円以上の指定管理協定

3 前2項に掲げるもののほか、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業に係る契約については、前2項の契約に相当する

契約部分に限り、対象契約として取り扱うものとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、前3項の契約及び指定管理協定を対象契約としないことができる。

(労働報酬下限額の適用)

第6条 条例第7条第1号の規定による労働報酬下限額以上の労働の対価の支払いについて、労働の対価が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている労働者等に対する労働報酬下限額の適用については、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を準用する。

(履行状況等の報告等)

第7条 条例第7条第3号の規定による報告は、履行状況等報告書（第1号様式。以下「報告書」という。）により行うものとし、市長が指定する日までに提出するものとする。

- 2 受注者は、前項の報告の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の報告書を市長に提出するものとする。

- 3 市長は、前2項の規定により受注者から報告書の提出があったときは、その内容を確認し、契約書とともに当該報告書を保存するものとする。

(身分証明書)

第8条 条例第8条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第2号様式）のとおりとする。

(公表)

第9条 条例第10条の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 公契約の件名及び締結年月日
- (2) 受注者又は受注関係者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地（個人にあっては、氏名及び事務所の所在地）
- (3) 条例第10条各号の規定に該当する事実の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 条例第10条の規定による公表は、次により行うものとする。
 - (1) 市役所前掲示場に掲示すること。
 - (2) 総務部契約課において閲覧させること。
 - (3) 市ホームページに掲載すること。
- 3 前項第2号及び第3号の規定による公表の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
 - (1) 公表の日において第1項第3号の事実が是正されている場合 当該公表の日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間
 - (2) 公表の日において第1項第3号の事実が是正されていない場合 当該事実が是正されたと認められる日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間
(指名停止措置)

第10条 市長は、受注者が条例第10条各号のいずれかに該当する場合は、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱(平成30年告示第349号)の規定に基づき、指名停止措置を行うことができる。

(審議会の会長及び副会長)

第11条 越谷市労働報酬等審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第12条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席し、かつ、条例第11条第3項各号に掲げる委員各1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、公開とする。ただし、必要があると認めるときは、審議会の議決により、非公開とすることができる。

(審議会の委員の守秘義務)

第13条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(審議会の庶務)

第14条 審議会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(審議会の運営)

第15条 第11条から前条までに定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第11条から第15条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年規則第55号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

越谷市長 宛

履行状況等報告書（建設工事）

【提出者（受注者）】

契約番号	
契約件名	
商号又は名称	
所在地	
代表者名	

【本件従事者数】

正社員		人
パート・アルバイト		人
その他（下請負等）		人
合計		人

越谷市公契約条例第7条第3号の報告について、下記のとおり報告します。なお、本件の履行にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守するとともに、本報告書における報告事項が虚偽又は不当であると判明した場合は、同条例第9条第2項の規定により、必要な措置を講ずることを誓約します。

記

該当欄に○を付けてください

1 労働条件等 ※(3)は、常時10人以上の従業員を使用している場合のみ記入してください。	はい	いいえ																																				
(1) 雇用契約等の労働条件は、関係法令に基づいた適正な内容となっていますか。																																						
(2) 従業員の雇い入れにあたり、労働条件を書面で明示していますか。																																						
(3) 就業規則について、労働基準監督署への届出及び従業員への周知を行っていますか。																																						
2 労働時間、時間外及び休日の労働	はい	いいえ																																				
(4) 従業員の労働時間を適正に把握し、記録していますか。																																						
(5) 休憩時間、休日及び休暇について、関係法令を遵守し、適切に運用していますか。																																						
(6) 時間外及び休日の労働に関する協定（36協定）を締結し、適切に運用していますか。																																						
3 安全衛生	はい	いいえ																																				
(7) 従業員に対し、雇用時及び毎年、医師による健康診断を実施していますか。																																						
(8) 事故報告書等の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。																																						
(9) 事業主として、社会保険及び労働者災害補償保険に加入していますか。																																						
4 賃金	はい	いいえ																																				
(10) 賃金は、従業員に通貨で直接又は口座振込等の確実な方法で、全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っていますか。																																						
(11) 時間外、休日及び深夜の労働に係る割増賃金を適正に支払っていますか。																																						
5 法定帳簿の整備	はい	いいえ																																				
(12) 法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）を整備していますか。																																						
6 本件における履行状況	はい	いいえ																																				
(13) 労働報酬下限額を労働者等に周知しましたか。																																						
(14) 本契約に係る業務に主として従事する労働者等で、最も低い賃金単価はいくらですか。 ※職種ごとに記入																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>最低賃金単価</th> <th>会社名</th> <th>職種</th> <th>最低賃金単価</th> <th>会社名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円/時間</td> <td></td> <td></td> <td>円/時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>円/時間</td> <td></td> <td></td> <td>円/時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>円/時間</td> <td></td> <td></td> <td>円/時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>円/時間</td> <td></td> <td></td> <td>円/時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>円/時間</td> <td></td> <td></td> <td>円/時間</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職種	最低賃金単価	会社名	職種	最低賃金単価	会社名		円/時間			円/時間			円/時間			円/時間			円/時間			円/時間			円/時間			円/時間			円/時間			円/時間			
職種	最低賃金単価	会社名	職種	最低賃金単価	会社名																																	
	円/時間			円/時間																																		
	円/時間			円/時間																																		
	円/時間			円/時間																																		
	円/時間			円/時間																																		
	円/時間			円/時間																																		
(15) 下請負業者が社会保険に未加入であった場合、その加入について指導又は助言をしましたか。 ※未加入業者がいる場合のみご記入ください。																																						
(16) 下請負契約の締結にあたり、標準見積書等の参照等により、必要な法定福利費の把握に努めましたか。 ※下請負業者がいる場合のみご記入ください。																																						
(17) 下請負業者の選定及び労働者等の雇用にあたり、市内事業所の受注機会及び市内在住の労働者等の雇用機会に配慮しましたか。																																						

「いいえ」に該当した項目について、その理由及び改善予定等を記入してください。

発注者使用欄

起案日	年 月 日	確認結果	確認欄		
			課長	調整幹	担当者
決裁日	年 月 日	適・否			

越谷市長 宛

履行状況等報告書（委託契約）

【提出者（受注者）】

契約番号 _____
※指定管理協定は、契約番号の記入は不要です。

契約件名 _____

商号又は名称 _____

所在地 _____

代表者名 _____

【本件従事者数】

正社員		人
パート・アルバイト		人
その他（再委託等）		人
合計		人

越谷市公契約条例第7条第3号の報告について、下記のとおり報告します。なお、本件の履行にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守するとともに、本報告書における報告事項が虚偽又は不当であると判明した場合は、同条例第9条第2項の規定により、必要な措置を講ずることを誓約します。

記

該当欄に○を付けてください

1 労働条件等 ※(3)は、常時10人以上の従業員を使用している場合のみ記入してください。	はい	いいえ	
(1) 雇用契約等の労働条件は、関係法令に基づいた適正な内容となっていますか。			
(2) 従業員の雇い入れにあたり、労働条件を書面で明示していますか。			
(3) 就業規則について、労働基準監督署への届出及び従業員への周知を行っていますか。			
2 労働時間、時間外及び休日の労働	はい	いいえ	
(4) 従業員の労働時間を適正に把握し、記録していますか。			
(5) 休憩時間、休日及び休暇について、関係法令を遵守し、適切に運用していますか。			
(6) 時間外及び休日の労働に関する協定（3.6協定）を締結し、適切に運用していますか。			
3 安全衛生	はい	いいえ	
(7) 従業員に対し、雇用時及び毎年、医師による健康診断を実施していますか。			
(8) 事故報告書等の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。			
(9) 事業主として、社会保険及び労働者災害補償保険に加入していますか。			
4 賃金	はい	いいえ	
(10) 賃金は、従業員に通貨で直接又は口座振込等の確実な方法で、全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っていますか。			
(11) 時間外、休日及び深夜の労働に係る割増賃金を適正に支払っていますか。			
5 法定帳簿の整備	はい	いいえ	
(12) 法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）を整備していますか。			
6 本件における履行状況	はい	いいえ	
(13) 労働報酬下限額を労働者等に周知しましたか。			
(14) 本契約に係る業務に主として従事する労働者等で、最も低い賃金単価はいくらですか。			
	最低賃金単価	職種	会社名
	円/時間		
(15) 再委託業者等が社会保険に未加入であった場合、その加入について指導又は助言をしましたか。 <small>※未加入業者がいる場合のみ記入してください。</small>			
(16) 再委託業者等の選定及び労働者等の雇用にあたり、市内事業所の受注機会及び市内在住の労働者等の雇用機会に配慮しましたか。			

「いいえ」に該当した項目について、その理由及び改善予定等を記入してください。

発注者使用欄

起案日	年 月 日	確認結果	確認欄		
			課長	調整幹	担当者
決裁日	年 月 日	適・否			

第2号様式（第8条関係）

（表）

身分証明書			
所	属		
職	名		
氏	名		
上記の者は、越谷市公契約条例第8条第1項及び第2項の規定による立入調査の 権限を有する者であることを証明する。			
有効期限	年	月	日から
	年	月	日まで
越谷市長			印

（裏）

越谷市公契約条例（抜粋）	
（立入調査等）	
第8条 市長は、労働者等から前条第5号の申出があったときその他この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に当該事業所に立入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。	
2 市長は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、受注関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に当該事業所に立入調査をさせることについて、協力を求めることができる。	
3 前2項の規定により立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
4 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	